

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和元年度第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和元年5月28日(火) 午前10時02分から午前11時30分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

岡崎 優子, 齊藤 政子, 中川 豊隆, 的場 真介, 和田 治郎

4 事務局

(1)岡山市財政局

仁藤財務部長, 道広契約課長, 剣持工事契約担当課長, 石村契約課課長補佐(工事契約係長), 堀井契約課指導係長, 大木契約課物品契約係長, 遠藤契約課管理係長,
山根契約課副主査, 島契約課副主査

(2)岡山市水道局

國富管財課長, 矢野管財課課長補佐, 桜井管財課契約係長,
小西管財課副主査, 水嶋管財課副主査

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

1 平成31年度入札契約制度の改正について

2 平成30年度契約状況等の報告について

(1)岡山市

(2)水道局

3 その他

6 会議概要

1 平成31年度入札契約制度の改正について

委員 : 解体工事の格付制度を変更した理由について教えてください。

市当局 : とび・土工工事業から分離されて解体工事業という新たな業種ができたことに伴い、解体工事業として発注するようになりました。解体工事については、解体工事業として新たに登録した業者のみ参加可能となり、業者数が減る見込みがあることから、競争性を確保するためにエリアを一部広げました。

委員 : WTO 対象工事について、以前予定価格よりかなり低い価格で受注されていた案件がありますが、大型であれば凄くコストカットになっていたと思います。しかし、この基準になると失格となってしまいます。過去の大きな工事は、受注した業者を見ると、大手の会社ばかりで、品質に問題はなかったはずですが、逆にこうすることでコストアップになるだけではないでしょうか。昨年度、水道局で相当低いものがあったと思います。

市当局 : 水道局の半田山線シールドトンネル築造工事は落札率が63%でした。

委員 : それはこの基準だったらねられますか。

市当局 : そのとおりです。平成30年度に岡山市で発注している浦安11号幹線(1工区)雨水管築造工事も落札率69%でした。通常はだいたい85%前後ですが、この二つの案件は通常の工事よりもかなり低い落札率となっています。

低入札価格調査基準価格というのは、下請けへのしわ寄せ、将来的な技術確保などの面から、将来にわたって品質を確保していこうというものであり、国からも、適宜、数値的失格基準を設けるよう指導もあります。WTO 案件で低い落札率があったことから導入したという背景があります。

委員 : これは実質的に強制ですか。導入に関しては各自治体で判断できるのですか。

市当局 : 自治体で判断できます。

委員 : 全国的な導入率はどのようになっていますか。

市当局 : 政令市については、昨年度で、19政令市中で失格基準を設けているのは10政令

市であり、設けていない自治体においても、低入札価格より下回った場合は総合評価の中で減点するなど、低入札価格にならないような取組みを行っているところもあります。

国の政策でもある働き方改革というのは、建設業界でも強く言われています。自治体にとって価格は低いにこしたことはないですが、その価格が低すぎると、賃金も低くなってしまいかねないという現状があるため、金額的に引き上げていかなければいけません。

また、建設業は土日の週休二日制でないところが多く、それを若い人たちや女性も働きやすいように、週休二日制を導入すると、休みが1日分増えることになるので、どうしても労働に対する金額は上がっていきます。そういったこともあり、ダンピング防止というのは、現在も声高に言われています。岡山市でも、今回初めて土木でWTO案件を発注し、それが69%というかなり低い金額になりました。建設業界の担い手不足というのは結構深刻になっており、労務費を上げていく傾向もあります。事業者からの要望も上がっており、総合的に勘案した中での制度改正であります。

委員 : WTO 案件について、下請け等どのくらいの割合で地元の業者がはいっていますか。

市当局 : JV 工事であり、基本的には土木については市外業者です。WTO 案件では地域要件を設定できないため、市外の業者が代表企業になることが多いです。

委員 : 地元の業者が入っているならその趣旨は分かりますが、あまり入っていないのなら意味がないのではないのでしょうか。効果がないのであればやる意味がないと思います。大手の会社に流れるのではなく、地元の会社に仕事が行くようにする必要があります。その調査が必要なのではないのでしょうか。

市当局 : 大手ゼネコンというのは、基本的に、自分の会社で機械を持っていたり、現場の職人を雇用しているというのではなく、指揮命令、設計とか、全般的な仕事をすることになります。そうすると、実際に働いて、建物を建てたり道路を整備したりするのは、地元の企業ということになるとは思いますが、また確認してご報告させていただきます。

委員 : 確かに、今回の見直しを行わなかったら、低入札価格調査の制度の良いところを生かせないことになりかねません。こういう意見が出たということを議事録に残

して、今後の検討をお願いします。

2 平成30年度契約状況等の報告について (1) 岡山市

委員 : 指名停止等の状況について、「安全管理の不適切」が、29年度に比べて増えていますが、具体的な内容について教えてください。

市当局 : 共同企業体や、下請け業者も含んだ件数となっています。内容としては、工事事業者の作業中の事故などです。

委員 : ほとんどが作業中の事故ですか。

市当局 : 現場で作業員が怪我をするケースや現場の養生がきちり出来ていないために通行人の方が怪我をしたケースもあります。

委員 : 指名留保について、「指名停止事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき」や「新規申請（建設工事）」の件数が多くなっていますが、指名停止にはならず、どういう状況になっているのですか。

市当局 : 新規の建設業者が岡山市に初めて登録する場合は、制度として、5か月間指名留保することを定めています。実態を確認するためにも、登録したからすぐに工事ができるとはしていません。

「国税等の完納が確認できない」については、入札参加資格申請時に国税等を滞納していないことが条件になっていますので、滞納していないことを証明する書類が出されるまで指名留保になります。

3 平成30年度契約状況等の報告について (2) 水道局

委員 : 指名停止等の状況について、何か目立った傾向はありますか。「安全管理の不適切」「建設業法等関連法令違反」についても件数が増えていますが、増えたのは理由があるのですか。

市当局 : 「建設業法関連法令違反」というのは、建設業法に限らず関連する法令違反ということで、談合といった、刑法に触れて起訴、逮捕という場合もあります。市内だけでなく、全国的な情報に基づいているので、県外で起きた案件についても、

こちらで判断して指名停止等を行っています。

4 その他 談合情報による対応について

委員 : 当面は指名見積合わせで運用するとのことですが、それを何回か繰り返した後、また入札に戻した場合、同じような現象が再発する可能性はないのですか。

市当局 : 5年に1回、教育委員会で計画的に印刷機を買い替えています。25台と台数が多いため、それに応札できる業者は、人員確保の面で難しい状況があると聞いています。まとめて発注することが、談合になりやすい要因とも考えられることから、今回は5台ずつ、5校分のグループに分割しました。

来年度以降も、学校の構成により、その都度、談合防止できるような指名をしていく考えであり、経過を見ながら進めていきたいと思えます。

委員 : こういった不正はなかなか根絶し難いですが、何か秘策はありますか。

市当局 : 入札中止の理由として、談合情報が寄せられたと敢えて掲示しました。これは当然事業者も見ているはずなので、岡山市に談合情報が入ったので中止したというメッセージとなります。入札方法についても一般競争入札から指名競争入札にしたことで、事業者は、岡山市が誰を指名しているのか分からない状況としました。

委員 : 25台ぐらいの台数に対して、他の業者で対応できるところは本当はないのですか。

市当局 : 25台を一度に用意して各学校へ設置するには、ある程度の従業員がいないとできないと事業者からは聞いています。

委員 : この印刷機について納入期間を一律に設定する必要があるのですか。納入時期をずらしてはいけないのでしょうか。台数はまとめて多くした方が単価が下がるのは当然の話であり、その方向は目指すべきだと思います。柔軟に、まとめた台数での発注に持っていけるよう検討をお願いします。

(終了)